

自家用電気工作物保安管理業務委託 特記仕様書

1 電気工作物所在地

秋田県由利本荘市岩谷町西越 3 6 道の駅「おおうち」
秋田県由利本荘市東由利老方字畑田 2 8 道の駅「東由利」
秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字塚台 1 0 0 道の駅「清水の里・鳥海郷」

2 目的

電気事業法の規定に基づき、自家用電気工作物における各種届出、保安管理業務を行うものである。

3 自家用電気工作物（需要設備）の概要

・道の駅 「おおうち」

需用設備 24kVA (100/200V)

非常用予備発電装置 20kVA (100/200V)

使用期間 通年

・道の駅 「東由利」

需用設備 17kVA (100/200V)

非常用予備発電装置 20kVA (100/200V)

使用期間 通年

・道の駅 「清水の里・鳥海郷」

需用設備 25kVA (100/200V)

非常用予備発電装置 20kVA (100/200V)

使用期間 通年

4 委託業務の内容

受託者は、以下の保安管理業務を、発注者の保安規定及び受託者の保安業務受託規定に基づいて誠実に実施するものとします。

(1) 定例業務

定期的実施する保安管理業務（以下「定例業務」といいます。）は、以下のとおりとします。

a 対象とする自家用電気工作物（以下単に「電気工作物」といいます。）の維持及び

運用について、日常巡視等の結果を問診により確認のうえ、保安規程に定める定期的な巡視、点検及び測定・試験（その細目は受託者が別に定める「点検指針」（以下「点検指針」といいます。）のとおり。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について発注者に指示又は助言します。

b 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある連絡を発注者から受けた場合において、受託者は、現状を確認し、送電停止等必要な応急処置を発注者に指示するとともに、事故原因の究明に協力し、再発させないためのとるべき処置を指示又は助言し、必要に応じて臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指示を行います。

c 電気事業法第107条に規定する立入検査の立会いを行います。

(2) 受注者が定期的に行う点検の頻度は次のとおりとします。

a 月次点検：需要設備 2か月1回

b 年次点検：1年1回

c 臨時点検：必要の都度

(3) 定例外業務

定例業務以外の保安全管理業務（以下「定例外業務」といいます。）は以下のとおりとします。

a 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類等の作成及び手続きの助言を行います。

b 電気工作物の設置、改造等の工事について、発注者の通知を受けて、保安規程及び点検指針に定めるところにより、工事期間中の巡視、点検を行い、必要に応じそのとるべき措置を甲に指示又は助言します。なお、工事期間中の巡視、点検の頻度は毎週1回以上とします。

c 電気工作物に関する工事が完成した場合には、保安規定及び点検指針に定めるところにより、竣工検査を行い、必要に応じその取るべき措置について発注者に指示又は助言します。

d 非常用予備発電装置を他から移動して設置する場合に、点検及び検査を行い、運転に必要な指導を行います。

(4) 保安全管理業務のうち、次のいずれかに該当する電気工作物については、発注者は、巡視、点検及び測定・試験を発注者又は発注者の従業者、電気工事業者、機器製造業者等必要な専門の知識及び技術を有する者に行わせるものとします。これに関し、発注者は実施について受注者に連絡するものとし、受注者はその記録を確認し、発注者に対し必要な助言を行うものとします。

a 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する消防用設備、ボイ

ラー、昇降機及び昇降路内の設備等

- b 取扱いが特殊性のため専門技術を要する医療用機器、オートメーション化された工作機械群等
- c 高所にある配線、機器等及び稼働中の工作機械等の付近の配線、機器等で、点検を実施することが危険を伴う場合
- d 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸素欠乏危険箇所、放射線管理区域等に設置された機器等
- e 業務上の都合等甲の事由（情報管理、衛生管理、機密管理）で、受注者が立ち入りできない金庫室、新生児室等に設置された機器等
- f 事業場外で使用されている可搬型機器
- g 発電設備のうち、電気設備以外の部分

(5) 保安管理業務のうち、次の例示のような場所にあつては、漏れ電流測定等により点検を実施するものとします。ただし、漏れ電流測定等の点検の結果、電気工作物に危険が予想される場合に当たっては、発注者は受注者が直接目視点検等の必要な点検を可能とする手段を講じるものとします。また、この場合において発注者が第三者に点検を依頼する場合は、これを受注者に連絡するものとし、受注者はその記録を確認し、発注者に対し必要な助言を行うものとします。

- a 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器及び密閉場所等
- b 壁の中、閉鎖された天井裏、固定ボルト等で固定された機器の内部等の隠ぺい場所に措置された配線及び機器等

5 保安業務担当者等

- (1) 受注者は電気工作物の保安管理業務を担当する保安業務担当者及び当該保安業務担当者が必要に応じ指示して保安管理業務の一部を実施させる保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」といいます。）の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を書面等でもって発注者に知らせるとともに、発注者は面接又は写真確認等により本人の確認を行うこととします。
- (2) 保安業務担当者等は保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行して、発注者に対し身分を明らかにするものとし、発注者は、受注者が通知した保安業務担当者等本人であることを確認するものとします。
- (3) 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。

6 連絡責任者等

- (1) 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を受注者に連絡する責任者（以下「連絡責任者」といいます。）を定めて、その氏名、連絡方法

等を受注者に通知するものとします。

- (2) 発注者は、連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者（以下「代務者」といいます。）を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとします。
- (3) 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、直ちに受注者に通知するものとします。
- (4) 発注者は、連絡責任者又はその代表者を、受注者の行う保安全管理業務に原則として立ち合わせるものとします。
- (5) 発注者は、需要設備の設備容量が 6,000 kVA 以上の場合は、連絡責任者として第 1 種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとします。

7 発注者の責務

- (1) 発注者は、保安規程に定めるとおり、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、技術基準に適合しない事項に関して、受注者がそのとるべき措置について指示又は助言した事項については、速やかに必要な措置をとるものとします。
- (2) 発注者は、連絡責任者に保安のための巡視を行わせ、その結果について必要に応じ受注者に連絡するものとします。
- (3) 発注者は、電気工作物の所在地及びその周辺で、有毒ガスの発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等、又はそのおそれが生じた場合には、受注者に速やかにその旨を通知するものとします。
- (4) 発注者は、受注者が行う点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとします。
- (5) 発注者は、保安全管理業務の結果について、保安業務担当者等から報告を受け、その実施者及び点検結果を確認し保存するものとします。

8 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで